

第1号様式（第4の1の（2）関係）

年 月 日

代理申請者 様

（事業主体）住 所  
氏 名  
電話番号

年度 造林補助事業完了届

下記のとおり事業を完了したので、関係書類を添付のうえ、届けます。  
つきましては、造林補助事業補助金交付申請の手続きをお願いします。

記

※整理番号		施業内容		地目	
施行地	市 町 大字 字 番地				
植栽前の状況	人工林伐採跡地・雑木林・天然マツ林・原野・水田・被害跡				
保安林等の種類	森林経営計画		認定年月日・番号		特定間伐等促進計画
	有・無				有・無
樹種	面積	苗齢 (林齢)	苗木本数 (伐採率)	苗木調達先 (搬出材積)	施業の実施者 (事業主体名)
	ha	( )	本 ( % )	( m <sup>3</sup> )	( )
	ha	( )	本 ( % )	( m <sup>3</sup> )	( )
	ha	( )	本 ( % )	( m <sup>3</sup> )	( )
			事業（施業） 完了年月日	年 月 日	

（規格A4版）

- （注） 1 森林所有者（事業主体）からの電話・口頭による届出も有効とするが、代理申請者においてその内容を本様式に記録しておくこと。  
2 完了届は、森林組合において造林補助事業完了検査時に検査員が提示できるように整理し、保存しておくこと。

## 記載の注意

- 1) 本様式は、代理申請時に使用する。
- 2) 住所、氏名、電話番号は、森林所有者（登記されている者又は税金を払っている者）情報を記入すること。  
なお、証拠書類として登記簿謄本もしくは土地課税台帳などの写しを添付すること。
- 3) ※印は森林組合で適宜記入する。
- 4) 施業内容は、地拵え、再造林、拡大造林、下刈り、保育間伐、間伐、更新伐、枝打ち、樹下植栽等、森林作業道、作業ポイント、作業道等の改良・補修、鳥獣害防止施設等、花粉発生源植替えなどに区分し記入すること。
- 5) 施行地の地番はできるだけ正確に記入すること。
- 6) 保安林等の種類は、保安林、自然公園特別地域、砂防指定地等に区分する。
- 7) 枝打ちについては、苗木本数欄を加工して記入する。
- 8) 保育間伐、間伐、更新伐については、伐採率を苗木本数欄に記入すること。また、伐採木を搬出した場合には、苗木調達先欄に搬出材積を記入するとともに、その根拠となる証明書等の証拠書類の写しなどを添付すること。
- 9) 苗齢（林齢）は、植栽時は、植付けした苗木の苗齢、その他施業の場合には、当該施行地の林齢を記入すること。
- 10) 苗木調達先は、森林組合幹旋苗木の場合には、森林組合名を記入すること。  
また、森林組合以外から購入した苗木については、購入先名及び所在地、自家養成苗の場合には、自家養成苗と記入するとともに、購入苗については表示票などを添付すること。
- 11) 森林作業道の開設については、幅員及び施工延長を表中に加工して記入すること。
- 12) 作業ポイントの開設については、設置した箇所数及び各面積を表中に加工して記入すること。
- 13) 森林作業道の改良・補修については、改良又は補修した箇所の延長及び箇所数を表中に加工して記入すること。また、作業ポイントの改良・補修については、改良又は補修した箇所の箇所数及び面積を表中に加工して記入すること。
- 14) 鳥獣害防止施設については、設置した延長を表中に加工して記入し、構造がわかる図面（縮尺は任意）を添付すること。
- 15) 施業の実施者は、森林所有者本人、森林ボランティア名（団体名）、林業事業体名等の実際に施業を行った者（団体等）を明記すること。

### 委任状及び精算依頼書

私どもは、 \_\_\_\_\_ を代理人と定め次の 1 の事項を委任します。  
 なお、あわせて〇〇事業費補助金受領の際、次の代金を精算されるよう依頼します。

- 1 本様式により委任した造林に対する \_\_\_\_\_ 年度〇〇事業費補助金の交付申請手続及び受領（並びに森林保険の申し込み）に関すること。
- 2 \_\_\_\_\_ 年度〇〇事業費補助金受領の際、下記の代金を精算されること。
  - (1)補助金事務に係る実費相当額
  - (2)当該事業に使用した苗木等の事業資材の立替代金又は売払代金
  - (3)当該施行地の森林保険料
  - (4)造林事業の間伐及び更新伐のうち事業主体が複数であるもの \_\_\_\_\_ 実施に必要な経費の一部であって、あらかじめ書面により各事業主体が負担することを合意しているもの

代理人

様

年 月 日

委任者 住 所  
 氏 名（署名又は記名押印）  
 電話番号

森林の所在地	施業内容	※完了届整理番号	※申請番号

造林補助事業補助金の振込先

金融機関名及び口座番号	
-------------	--

(注) 必要により、金融機関支店名、口座種別等を記載するように追加すること。

(規格 A 4 版)

- (注) 1 代理人は、事業体名、代表者役職及び氏名を記入すること。  
2 委任者は、森林所有者（事業主体）を記入すること。  
3 林業事業体等が委任者となる場合には、事業体名、代表者役職及び氏名を記入すること。  
4 共有等の森林で、森林所有者が複数名の場合には、森林所有者の代表者を記入すること。

なお、この場合には、他の森林所有者から本委任内容に関して、一切の委任を受けていることを証明する書類（委任日、他の森林所有者名（押印）、森林の代表者名、森林の所在地、施業内容、施業面積、補助金の申請・受領等に関する一切の権限を森林所有者の代表者に委任する旨の内容等が記載されているもの）を添付すること。

- 5 施業内容は、地拵え、再造林、拡大造林、下刈り、保育間伐、間伐、更新伐、枝打ち、樹下植栽等、森林作業道、作業ポイント、作業道等の改良・補修、鳥獣害防止施設等などに区分し記入すること。  
6 ※完了届整理番号及び※申請番号は、代理人において記入すること。  
7 完了届整理番号は、造林補助事業完了届の整理番号と一致させること。  
8 申請番号は、第9号様式の申請番号の番号と一致させること。  
9 住所、氏名は原則として委任者の自署とするが、自署によらない場合には、委任者本人が第1号様式の造林補助事業完了届及び本様式の内容が正しく記載されていることを確認したうえで、押印すること。

なお、委任者の住所及び氏名が、委任者の自署による場合には、押印を省略することができる。

- 10 委任状の消印は便宜上次のとおりとする。  
(1) 委任状の文面の抹消、訂正・・・委任者（森林所有者の代表者）  
(2) 当人に係る事項の抹消、訂正・・・委任者（森林所有者の代表者）  
11 収入印紙の貼付けは不要とする。  
12 ○○には第1の1、3、4の事業は「造林」、第1の2の事業は「特定森林再生」を記入する。

第3号様式（第4の1の（3）ア関係）

〇〇事業費補助金交付申請書・実績報告書

番  
年 月 号  
日

三重県知事 あて

申請者住所  
氏名又は名称及び代表者氏名

年度において別紙内訳書のとおり森林整備を終了しましたので、〇〇事業費補助金を交付されるよう、三重県補助金等交付規則第12条の規定により、実績を報告し、三重県補助金等交付規則第3条の規定により、次の書類を添えて、申請します。

関係書類

- 1 造林補助事業内訳書（第4号様式）
- 2 造林補助事業実測図（第5号様式）及び施業図（縮尺1/1,000～1/5,000程度の森林計画図等に施行地を記入したもの。ただし、実測図に等高線等の表示があり施業図と同等とみなせる場合には省略できる。）
- 3 総括位置図（縮尺1/50,000の地形図又はこれに準ずるもの。）
- 4 委任状及び精算依頼書（第2号様式）の写し（ただし、代理申請の場合に限る。）
- 5 間伐、更新伐に係る伐採木の搬出材積集計表（第14号様式）及び証明書等の証拠書類の写し
- 6 現場労働者に係る社会保険等の加入実態状況調査表（第15号様式）  
（施行地ごとに事業に従事した各現場労働者について、標準単価設定通知第3の3に掲げる社会保険等の加入状況を記載した表）
- 7 伐採及び伐採後の造林の届出書の写し
- 8 平均胸高直径等調査表、標準地が記入された施業図及び実測図（保育間伐のうち、伐採しようとする不良木の平均胸高直径18cm未満の林分、もしくは、伐採した不良木の平均根株直径18cm未満の林分（それぞれ12齢級以下を除く。）で実施した場合に限る。）
- 9 材積伐採率確認表（第19号様式）（保育間伐、間伐及び更新伐において、本数伐採率が45%以上の施行地、及び森林整備（造林・間伐）事業の実施について（令和元年6月21日農林水第30-162号）別紙3における上限本数伐採率以上の施行地に限る。）
- 10 市町が請負に付して実行した事業及び森林作業道整備のうち標準断面又は標準設計が適用できない部分に係る実行経費内訳書
- 11 森林作業道整備線形図（縮尺1/1,000～1/5,000程度の森林計画図、もしくはその他の地形が判読できる図面に開設又は改良を行った森林作業道の線形、延長、標準断面図及び標準設計を適用した部分を記載したもの。）
- 12 森林作業道作設に係るチェックリスト（第20号様式）
- 13 事業主体としての要件を満たしていることが確認できる森林経営計画の認定通知書や要間伐森林における裁定通知書、当該事業を実施する権限を有していることを確認できる各協定書や受委託契約書、請負契約書などの写し
- 14 施業実施前写真（施業前の林地状況及び施業の必要性が分かるもの）
- 15 施業状況写真（施業中の状況が分かるもの）
- 16 施業完了状況写真（施業完了状況が把握できるもの）
- 17 下刈り実施状況確認表（第18号様式）（令和4年度以降に植栽した箇所において4回目以降の下刈りを実施した場合に限る。）
- 18 協定書の写し（要領第1の2の特定森林再生事業を実施した場合に限る。）
- 19 森林経営計画の作成に関する同意書（要領第1の1の国補造林事業において、特

定間伐等促進計画及び経営管理実施権配分計画に基づいて行われる間伐等を実施する場合に限る。)

- 20 苗木受払簿の写しや苗木写真等、苗木がコンテナ苗であり、かつスギ又はヒノキの場合は花粉症対策に資する苗木であることを証明する資料(花粉発生源対策促進事業に限る。)
- 21 被害状況及び被害が気象害等によるものであることを示す資料(1,500本/ha以下の植栽地における補植及び森林作業道の復旧を実施する場合に限る。)
- 22 国保全運用6の(3)のイに規定する「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業)事業者向け チェックシート」
- 23 測量結果のデータ
- 24 施行地全体の施業状況が確認できるデータ(オルソ画像等の提出を行った場合で、オルソ画像等では判別の難しい箇所がある場合に限る。)
- 25 その他、知事又は検査員が必要と認める書類

※森林作業道、作業ポイントの開設及び改良・補修の造林事業補助金を交付申請する場合には、別に定める森林作業道に係る要領に規定する書類を追加で提出すること。

※当該申請に不要な関係書類は、削除して使用すること

※〇〇には第1の1、3、4の事業は「造林」、第1の2の事業は「特定森林再生」を記入する。

(規格A4版)



(注) 造林補助事業内訳書記載要領

- 1 国補造林事業、県単造林事業、特定森林再生事業及び花粉発生源対策促進事業の各事業ごとに別申請とする。
- 2 事業名、事業種、市町ごとに、内訳書を別表とする。
- 3 事業名は、「森林環境保全直接支援事業」「県単造林事業」「特定森林再生事業」「花粉発生源対策促進事業」のいずれかを記載する。
- 4 事業種別は、「育成単層林整備」「育成複層林整備」等を記載する。
- 5 申請番号は、1 施行地ごとに一連番号を付けて記載する。  
ただし、同一施行地に複数の林小班が含まれる場合や樹種・林齢が異なる場合は、原則として申請番号を同番として枝番を付けて記載する。
- 6 事業主体区分は、次の区分により記載（略記して記載）する。  
森林組合 … 組合、生産森林組合 … 生森、市町 … 市町  
森林所有者等 … 所有者  
特定間伐等促進計画の実施主体 … 促進計画、森林経営計画認定者 … 経営計画
- 7 所有形態は、「市町」「財産区」「市町分収林」「森林組合」「生産森林組合」「会社」「社寺」「各種団体・組合」「慣行共有」「個人」のいずれかを記載する。
- 8 森林の種類は、次のいずれかの区分により記載（省略して記載）する。  
普通林 … 普、保安林 … 保、保安施設地区 … 保施、自然公園特別地域 … 公特  
自然環境保全特別地区 … 環特、砂防指定地 … 砂、鳥獣特別保護地区 … 鳥  
文化財保護地域 … 文、都市計画風致地区 … 都、河川区域 … 河  
地すべり防止区域 … 地、急傾斜地崩壊危険区域 … 急、次代検定林 … 次
- 9 事業内容は、植栽の場合は（１）、植栽以外の場合は（２）により記載（省略して記載）する。
  - (1) 植栽の場合  
内訳①は、次のいずれかの区分により記載（省略して記載）する。  
再造林 … 再、拡大造林 … 拡、樹下植栽 … 樹下  
内訳②は、次のいずれかの区分により記載（省略して記載）する。  
植栽＋地拵え … 植＋地、植栽＋片付け … 植＋片、植栽のみ … 植のみ、地拵えのみ … 地のみ  
片付けのみ … 片付のみ
  - (2) 植栽以外の場合  
内訳①は、次のいずれかの区分により記載（省略して記載）する。  
下刈り、保育間伐、枝打ち、間伐、更新伐、森林作業道整備、鳥獣害防止施設等整備、花粉発生源植替え  
内訳②は、森林作業道の開設の場合は幅員を、それ以外の場合は単価区分にかかわる内容を記載する。
- 10 査定区分は、次の区分により記載（省略して記載）する。
  - (1) 国補造林事業  
森林経営計画…経計、特定間伐等促進計画…特計、経営管理実施権配分計画…配計、その他…他
  - (2) 県単造林事業  
通常…通常、森林経営計画…経計、特定間伐等促進計画…特計、  
経営管理実施権配分計画…配計、新規実施箇所…新規
  - (3) 特定森林再生事業  
保安林…保、公益的機能別施業森林…公森、その他…他
  - (4) 花粉発生源対策推進事業  
森林経営計画…経計、特定間伐等促進計画…特計、経営管理実施権配分計画…配計、その他…他
- 11 面積（延長等）
  - (1) 森林整備は、面積（ha）を小数点以下3位切り捨て、小数点以下第2位まで記載する。
  - (2) 森林作業道の開設は、延長（m）を小数点3位以下切り捨て、小数点以下第2位まで記載する。
  - (3) 作業ポイントの開設は、箇所数を記載する。
  - (4) 森林作業道の改良・補修は、改良又は補修の箇所数を記載する。
  - (5) 作業ポイントの改良・補修は、箇所数を記載する。
  - (6) 鳥獣害防護施設等は、防護柵の延長（m）を小数点以下切り捨て整数止めで記載する。  
防護チューブは数量を記載する。
- 12 樹種・林齢は、森林整備の場合に記載し、それ以外の場合は空欄とする。
- 13 植栽本数は、植栽を行った場合に当該施行地に植栽した総本数を記載し、それ以外の場合は空欄とする。
- 14 伐採率は、標準地における伐採率を小数点以下切り捨て整数止め（％）で記載する。
- 15 搬出材積は、搬出材積を小数点3位以下切り捨て小数点2位止めで記載する。
- 16 集材方法は、伐採木の集材方法の「車輛系」「架線系」のいずれかを記載する。
- 17 査定係数加算要件は、「特に効率的な施業が可能な森林の区域」又は「特定植栽の実施を促進すべき区域」において、森林経営計画等に基づき行う2,000本/ha以下の人工造林及び一体的に実施する鳥獣害防護施設、同施行地における3回までの下刈りを実施し、査定係数180を適用する場合に「適」と記載する。
- 18 事業実行者は、森林所有者や事業発注者からの受託又は請負により実際に作業を行った者を記載する。  
(森林所有者が他の事業体に発注せず自己又は雇用者により作業を行った場合の記載は不要とする。)
- 19 事前計画提出日  
人工造林、保育間伐、間伐、更新伐、森林作業道及び花粉発生源植替えは、事前計画の提出日を記載する。
- 20 備考
  - (1) 樹下植栽を行う場合は、上層木の林齢を記載する。
  - (2) 森林作業道については、路線名を記載する。
  - (3) 作業道ポイントについては、1箇所当たりの作業ポイント面積を記載する。
  - (4) 実行経費と比較が必要な場合には、「実行経費比較」と記載する。
- 21 その他
  - (1) 記載事項のない欄については、削除することができる。
  - (2) 記載事項が本表により難しい欄については、適宜変更することができる。



第5号様式（第4の1の（3）ウ関係）

年度 第〇 回				造林補助事業実測図		（縮尺 ———— ）		測量野帳									
<p style="text-align: center;">（注）</p> <p>1 申請番号等の記載要領は、造林内訳表に準ずる。</p> <p>2 面積はha単位とし、小数点以下2位止め、3位は切り捨てること。</p> <p>3 施行地周辺の地形地物および林相を図示すること。</p> <p>4 方位を記入のこと。</p> <p>5 縮尺単位は1/1000を原則とし、大面積のものは1/2000～1/5000とすること。</p> <p>6 要領第4の1の（3）のタに規定する施業完了状況写真のすべての位置、撮影方向を図示すること。                      なお、黒板等を入れた写真の位置は他の写真の位置と判別できるように表示すること。</p> <p>7 6の施業完了状況写真の位置は、施行地の一部に偏らないようにし、施行地内でまんべんなく撮影すること。</p> <p>8 6の施業完了状況写真の位置は、完了検査時に確認できるように示すこと。                      また、現地において伐採率等の調査を行った範囲等は、完了検査時に確認できるようにしておくこと。</p> <p>9 施業図は、縮尺1/5000の森林計画図等に施行地を記入すること。</p> <p>10 架線集材を行う場合は、集材距離を図示すること。</p> <p>11 GNSS機器により測量を行った場合、測量野帳には座標値を記入すること。</p>								測点	方位角(°)	高低角(°)	斜距離(m)	水平距離(m)					

  

森林の所在地			市・町 大字		番地	
申請番号	事業内容		樹種	面積 (ha)	苗木本数 (本)	使用苗木
			スギ			森林組合幹旋苗
			ヒノキ			
						自家養成苗
			計			その他

（規格は、A4版を標準とするが、必要事項が記載されていれば、この様式、規格は問わない。）

第6号様式（第4の3の（2）関係）

三重県指令 第 号

住 所  
氏 名

年 月 日付け 第 号で申請のあった〇〇事業費補助金（以下「補助金」という）に対し、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則。以下「規則」という。）第4条の規定により、 年度補助金として別紙補助金指令内訳書のとおり金 円を次の条件を付けて交付決定し、この補助金の額を確定します。

年 月 日

三重県知事

- 1 補助金を受領しようとする者（以下「補助事業者」という。）又は補助金を代理で受領しようとする者（以下「代理受領者」という。）は、規則、農林水産部関係補助金等交付要綱（平成24年3月30日三重県告示第249号。以下「要綱」という。）及び三重県造林補助事業実施及び補助金交付要領（平成14年6月4日環境第06-143号。以下「要領」という。）の定めるところに従うこと。
- 2 補助条件は、1に定めるもののほか、以下のとおりとする。
  - （1）補助事業者は、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内（要領第1の2の事業にあつては、事業の実施後おおむね10年を経過するまでの間）に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用（補助事業の施行地を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）する行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為（森林作業道整備、森林災害等復旧林道整備又は林業専用道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
  - （2）補助事業者は、造林事業等を森林経営計画に基づいて査定係数170等を適用して行うものについては、当該森林経営計画の認定の取消しを受けた場合は、交付を受けた補助金相当額（当該事業が他の査定係数を適用して実施できる場合にあつては、査定係数の差による補助金額の差額）を返還すること。

- (3) 補助事業者は、造林事業等を経営管理実施権配分計画に基づいて査定係数170等を適用して行うものについては、当該経営管理実施権配分計画の認定の取消しを受けた場合は、取消を受けた日から起算して過去5年間以内に実施された当該事業に係る補助金相当額（当該事業が他の査定係数を適用して実施できる場合にあっては、査定係数の差による補助金額の差額）を返還すること。
- (4) 補助事業者は、補植、保育等成林に必要な保育管理その他知事が必要と認める事項を遵守すること。
- (5) 補助事業者は、更新伐又は花粉発生源植替えを行った場合には、当該施行地につき、原則としてその翌年度から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときには、植栽により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合には、交付を受けた更新伐又は花粉発生源植替えに係る補助金相当額を返還すること。ただし、更新伐については、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めた場合はこの限りではない。
- (6) 補助事業者は、(5)に掲げる場合のほか、補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業がある場合において、当該一体的に実施すべき事業を実施すべき期間を経過しても実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (7) 補助事業者は、長期育成循環施業の実施について（平成13年3月30日12林整整第718号。以下「国長期実施通知」という。）に規定する更新伐の個別林分型において立木の材積が長期育成循環施業協定又は森林環境保全整備事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき、又は国長期実施通知に規定する更新伐のモザイク林誘導型において施業実施年度から起算して5年以内に伐区の隣接区域において長期育成循環施業の一環として更新伐を実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。
- (8) 補助事業者は、補助金の額の確定の通知を受けた後、消費税及び地方消費税の申告により各事業主体の当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額があることが確定した場合には、別紙様式によりその金額(実績報告において、減額した事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)の総額等を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を県に返還すること。
- (9) 森林保険に加入していない森林については、森林保険の加入に努めるものとする。
- (10) 代理受領者は、補助金を受領後速やかにこれを事業主体に支払うこと。
- (11) 代理受領者は、代理受領した補助金を、知事が交付に当たって示した内訳に

従い、全額事業主体に支払うこと。ただし、この場合、直接その造林補助事業に関係ある次に掲げる経費については、事業主体の書面による承諾に基づき相殺することができる。

ア 補助金事務に係る実費相当額

イ 当該造林に使用した苗木等の造林資材の立替代金又は売払代金

ウ 当該施行地の森林保険料

エ 造林補助事業の間伐及び更新伐のうち申請単位に係る事業主体が複数であるものの実施に必要な経費の一部であって、あらかじめ書面により各事業主体が負担することを合意しているもの

(12) 三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴力団排除要綱」という。）別表に掲げる一に該当しないこと。

(13) 暴力団排除要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。

(14) 代理受領者は、各事業主体に対し補助金を配付するときは、補助の条件（（1）から（9）の補助の条件について、補助事業者を事業主体と読み替える。）を明示すること。

(15) 補助事業者又は代理受領者は、当該補助金に係る収支及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類並びに委任状（代理受領者に限る。）を補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年間保管すること。（ただし、要領第1の2の事業にあつては、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して10年間保管すること。）

番 号  
年 月 日

三重県知事 あて

補助事業者等  
代表者氏名

### 年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け三重県指令第 号により交付決定及び額の確定がなされた〇〇事業費補助金について、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定したので、下記のとおり報告します。

#### 記

- 1 三重県補助金等交付規則第13条の補助金の確定額

金 円

- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

- 4 補助金返還相当額

金 円

(注) 仕入れに係る消費税等相当額集計表を添付する。また、市町別、事業主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付する。

(規格A4版)

農林水産部長 あて

農林（水産）事務所長

年度〇〇事業費補助金交付決定及び額の確定について（報告）

三重県補助金交付規則第3条の規定により、〇〇事業費補助金（国補造林事業・県単造林事業・特定森林再生事業・花粉発生源対策促進事業）について、下記のとおり申請があり、三重県造林補助事業実施及び補助金交付要領第4の3の（2）の規定により〇〇事業費補助金の交付決定及び額の確定を行ったので、これを取りまとめ送付します。

記

- 1 〇〇事業費補助金交付申請書・実績報告書（第3号様式）の鑑文及び造林補助事業内訳書（第4号様式）の写し
- 2 〇〇事業費補助金査定合計額 金 円  
(内訳 国費 円、県費 円)
- 3 造林補助事業補助金内訳書（第8号様式）
- 4 造林補助事業完了検査調書・造林補助事業補助金指令内訳書（第9号様式）の写し

注 国補造林事業、県単造林事業、特定森林再生事業及び花粉発生源対策促進事業は、別葉とする。

注 〇〇には、第1の1、3、4の事業は「造林」、第1の2の事業は「特定森林再生」を記入する。

## 年度（△△予算）第○回造林補助事業補助金内訳書

（単位：箇所、ha、m、円）

補助区分	市町	申請者名	事業名	事業種別	事業内容	箇所数	面積	延長	査定事業費	補助金	国費	県費	備考
計													

（規格は、A4版を標準とするが、必要事項が記載されていれば、この様式、規格は問わない。）

- （注1）「補助区分」には、「国補」「国補（繰越）」「国補（補正）」「県単」「特定森林」等を記載する。
- （注2）「事業名」には、「森林環境保全直接支援事業」「県単造林事業」「特定森林再生事業」「花粉発生源対策促進事業」等を記載する。
- （注3）「事業種別」には、「育成単層林整備」「育成複層林整備」等を記載する。
- （注4）「事業内容」には、「人工造林」「下刈」等を記載する。
- （注5）「箇所数」「面積」「延長」には、第4号様式の（注）造林補助事業内訳書記載要領の11面積（延長等）に基づいて記載する。
- （注6）△△には「当年」又は「繰越」を記載する。
- （注7）「備考」には、予算に特別な区分がある場合等に、それらを記載する。

第9号様式（第4の3の（2）関係）

令和 年度（ 予算） 第 回 造林補助事業完了検査調書・造林補助事業補助金指令内訳書

申請者名	
補助区分	
事業名	
事業種別	
市町	

検査員職氏名	

申請番号		事業主体名	森林所有者氏名	森林の所在地			森林簿			事業内容		査定区分	面積(延長等)	樹種	林齢	ha 当たり 植栽 本数	伐採率 (%)	ha 当たり 搬出 材積 (m3)	集材 方法	ha 当たり 標準 単価 円	間接費加算		標準経費 円	査定 係数 %	査定経費 円	補助率 %	補助金 円	補助金の内訳		予算 区分	備考					
番号	枝番			大字	字	地番	林班	準林班	小班	枝番	内訳①										内訳②	現場監督費 %						社会保険等 %	国費 円			県費 円				

(注1) 記載事項のない欄は、削除することができる。  
 (注2) 記載事項が本表により難い事業種については、適宜変更することができる。



### 年度 第 回造林補助事業補助金支払明細書

申請番号	事業主体	森林所有者	事業内容	面積 (ha)	補助金額 (円)	控除額							支払額 (円)	支払年月日	配付方法 (現金 / 小切手 / 口座)	備考		
						補助金事務に係る実費相当額	事業資材の代金				森林保険料						その他経費 (具体的内容)	計
							資材名・樹種	数量 (本)	単価 (円)	金額 (円)	期間 (年)	金額 (円)					金額 (円)	

(規格は、A4版を標準とするが、必要事項が記載されていれば、この様式、規格は問わない。)

- (注1) 現金配付の場合は、個人ごとに別紙とした領収書に「領収印」を受け、申請番号に整理しておくこと。
- (注2) 造林種別欄には、再造林・拡大造林・下刈り・雪起こし・倒木起こし・枝打ち・受光伐・樹下植栽・改良・広葉樹等植栽・森林作業道開設・作業ポイント開設・作業ポイント改補の区分を記入すること。

（事業主体） 様

（造林補助事業補助金代理受領者）

名 称

代表者氏名（署名又は記名押印）

年度〇〇事業費補助金支払通知書

先に申請の委任があった 年度〇〇事業費補助金について、今回補助金額が決定され交付されました。

つきましては、先に依頼を受けた事項に基づき、下記のとおり精算のうえ、支払うこととなりましたので通知します。

なお、補助金の交付には条件が付されていますので、ご了知ください。

もし、この条件に反すると補助金を返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

記

1 支払内訳

補助金額 ① (円)	控 除 額 ②				計 (円)	支 払 額 ① - ② (円)
	補助金事務 に係る実費 相当額 (円)	事業資材 の代金 (円)	森林保険料 (円)	その他経費 (具体的内容 ) (円)		

2 支払方法（いずれか該当する番号を○で囲む。）

(1) 口座振込 年 月 日 銀行 店 所  
組合 所

貴方の口座に振り込みました。

(2) 現金支払 年 月 日に本状及び印鑑持参のうえ、（代理人）  
までお越しくください。

3 交付条件

(1) 「三重県補助金等交付規則」、「農林水産部関係補助金等交付要綱」、「三重県造林補助事業実施及び補助金交付要領（以下、「要領」という。）」及び別記の補助条件に従うこと。

## 第11号様式（別記）

### 補助条件

- (1) 事業主体は、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内（要領第1の2の事業にあつては、事業の実施後おおむね10年を経過するまでの間）に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用（補助事業の施行地を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）する行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為（森林作業道整備、森林災害等復旧林道整備又は林業専用道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (2) 事業主体は、造林事業等を森林経営計画に基づいて査定係数170等を適用して行うものについては、当該森林経営計画の認定の取消しを受けた場合は、交付を受けた補助金相当額（当該事業が他の査定係数を適用して実施できる場合にあつては、査定係数の差による補助金額の差額）を返還すること。
- (3) 事業主体は、造林事業等を経営管理実施権配分計画に基づいて査定係数170等を適用して行うものについては、当該経営管理実施権配分計画の認定の取消しを受けた場合は、取消を受けた日から起算して過去5年間以内に実施された当該事業に係る補助金相当額（当該事業が他の査定係数を適用して実施できる場合にあつては、査定係数の差による補助金額の差額）を返還すること。
- (4) 事業主体は、補植、保育等成林に必要な保育管理その他知事が必要と認める事項を遵守すること。
- (5) 事業主体は、更新伐又は花粉発生源植替えを行った場合には、当該施行地につき、原則としてその翌年度から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときには、植栽により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合には、交付を受けた更新伐又は花粉発生源植替えに係る補助金相当額を返還すること。ただし、更新伐については、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めた場合はこの限りではない。
- (6) 補助事業者は、(5)に掲げる場合のほか、補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業がある場合において、当該一体的に実施すべき事業を実施すべき期間を経過しても実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (7) 事業主体は、長期育成循環施業の実施について（平成13年3月30日12林整整第718号。以下「国長期実施通知」という。）に規定する更新伐の個別林分型において立木の材積が長期育成循環施業協定又は森林環境保全整備事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき、又は国長期実施通知に規定する更新伐のモザイク林誘導型において施業実施年度から起算して5年以内に伐区の隣接区域において長期育成循環施業の一環として更新伐を実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。

- (8) 事業主体は、補助金の額の確定の通知を受けた後、消費税及び地方消費税の申告により各事業主体の当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額があることが確定した場合には、別紙様式によりその総額等を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を県に返還すること。
- (9) 森林保険に加入していない森林については、森林保険の加入に努めるものとする。
- (10) 事業主体は、当該補助金に係る収支及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類並びに委任状（代理受領者に限る。）を補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年間保管すること。（ただし、要領第1の2の事業にあっては、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して10年間保管すること。）

三重県知事 へ

（造林事業補助金代理受領者）

名 称  
代表者氏名

〇〇事業費補助金交付完了報告書

年 月 日に交付を受けた 年度〇〇事業費補助金について、下記のとおり事業主体に対し交付を完了したので報告します。

記

申請 番号	事業 主体	支 払 内 訳						支 払 年月日
		補助 金額 (円)	控 除 額				計 (円)	
			補助金事務 に係る実費相 当額 (円)	事業資材 の代金 (円)	森 林 保険料 (円)	その他経費 (具体的内容) (円)		

## 造林補助事業 事前計画書

番 号  
年 月 日

三重県知事 へ

（事業主体）  
住所  
氏名又は名称及び代表者氏名

三重県造林補助事業実施及び補助金交付要領第3の4の（1）に基づき、下記のとおり提出します。

### 記

1 対象区域及び面積 市（町） 地区 ha

2 計画期間 年度 ～ 年度 （ 年間）

3 年度別計画の概要  
詳細は別紙施業別計画内訳及び計画図のとおり

年度	主伐 (ha)	人工造林 (ha)	間伐 (ha)	保育間伐 (ha)	更新伐 (ha)	樹下植栽 (ha)	花粉発生源 植替え (ha)	〇〇 (ha)	計 (ha)	森林 作業道 (m)
計										

※〇〇には、森林作業道整備と一体的に実施する間伐等以外の施業内容と面積を記載する。

※計画図については、別紙内訳の人工造林、間伐等や森林作業道について記載した図面とする。

※計画図については、必要内容を記載した既存の図面を代用できる。

※森林経営計画書等の写しを添付すること。

※国保全運用2の（3）のオに該当する場合（森林作業道の復旧を実施する場合は、当該復旧の必要性が確認できる資料を添付すること。

※計(ha)の欄には、主伐以外の作業種の合計を入力すること。

市（町） 地区 施業別計画内訳

1 間伐

実施年度	申請予定年度・時期	事業主体	森林の所在地				森林簿				森林所有者	施業区域の森林現況				搬出方法等				林内路網密度		図面番号	計画区分	備考					
			市町	町(大字)	字	地番	林班	準林班	小班	枝番		面積(ha)	樹種	林齢(年生)	作業システム	搬出材積(m <sup>3</sup> )	平均材積(m <sup>3</sup> /ha)	出材予定時期(年月)	現況(m/ha)	目標(m/ha)									
合計																													

※申請予定時期ごとに小計をとり、平均材積（伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積で除して得た値）を記載すること。

2 保育間伐

実施年度	申請予定年度・時期	事業主体	森林の所在地				森林簿				森林所有者	施業区域の森林現況				搬出方法等				林内路網密度		図面番号	計画区分	備考						
			市町	町(大字)	字	地番	林班	準林班	小班	枝番		面積(ha)	樹種	林齢(年生)	作業システム	搬出材積(m <sup>3</sup> )	平均材積(m <sup>3</sup> /ha)	出材予定時期(年月)	現況(m/ha)	目標(m/ha)										
合計																														

※申請予定時期ごとに小計をとり、平均材積（伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積で除して得た値）を記載すること。

3 更新伐

実施年度	申請予定年度・時期	事業主体	森林の所在地				森林簿				森林所有者	施業区域の森林現況				搬出方法等				林内路網密度		図面番号	計画区分	備考							
			市町	町(大字)	字	地番	林班	準林班	小班	枝番		面積(ha)	樹種	林齢(年生)	作業システム	搬出材積(m <sup>3</sup> )	平均材積(m <sup>3</sup> /ha)	出材予定時期(年月)	現況(m/ha)	目標(m/ha)											
合計																															

※申請予定時期ごとに小計をとり、平均材積（伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積で除して得た値）を記載すること。

※植栽による更新を行う場合は、備考欄に植栽年度を記載すること。





## 6 花粉発生源植替え

### 事業箇所①

伐採・植栽 実施年度	申請予定 年度・時期	森林の所在地		伐採前の森林状況		事業量					図面 番号	
		市町・大字・地番	林小班	樹種	林齢	伐倒 (ha)	搬出集積 (ha)	地拵え (ha)	植栽 (ha)	林木被害防止 施設等整備 (m)		
伐出方法等			植栽方法等		森林経営計画							
搬出材積 (m3)	出材予定 時期	作業 システム	樹種 品種	ha当たり 植栽本数	経営計画 の有無	認定番号	計画作成状況等 (経営計画が作成されていない場合)					

### 事業箇所②

伐採・植栽 実施年度	申請予定 年度・時期	森林の所在地		伐採前の森林状況		事業量					図面 番号	
		市町・大字・地番	林小班	樹種	林齢	伐倒 (ha)	搬出集積 (ha)	地拵え (ha)	植栽 (ha)	林木被害防止 施設等整備 (m)		
伐出方法等			植栽方法等		森林経営計画							
搬出材積 (m3)	出材予定 時期	作業 システム	樹種 品種	ha当たり 植栽本数	経営計画 の有無	認定番号	計画作成状況等 (経営計画が作成されていない場合)					

### 事業箇所③

伐採・植栽 実施年度	申請予定 年度・時期	森林の所在地		伐採前の森林状況		事業量					図面 番号	
		市町・大字・地番	林小班	樹種	林齢	伐倒 (ha)	搬出集積 (ha)	地拵え (ha)	植栽 (ha)	林木被害防止 施設等整備 (m)		
伐出方法等			植栽方法等		森林経営計画							
搬出材積 (m3)	出材予定 時期	作業 システム	樹種 品種	ha当たり 植栽本数	経営計画 の有無	認定番号	計画作成状況等 (経営計画が作成されていない場合)					

・植栽する苗木が花粉症対策苗木かつコンテナ苗であることを明らかにするため、苗木生産業者への苗木の発注書等を添付すること。



### 社会保険等の加入実態状況調査表

申請番号	事業主体名	事業実施期間			直営 請負 別
			~		

作業 者 名	労災保険		雇用保険		健康保険		厚生年金保険		退職金共済制度				計	備考
									中小企業退職金共済制度以外		中小企業退職金共済制度			
	(林退協、建退協、等)		(中退協)		加入	2点	加入	3点						
	加入	6点	加入	1点					加入	5点	加入	10点		
合計														
平均														

第16号様式（第4の1の(3)のト関連）

森林経営計画の作成に関する同意書（雛形）

年 月 日

三重県知事 あて

住所  
氏名（署名又は記名押印）

私は、造林補助事業の補助金交付申請（実績報告）に当たって、次の事項について同意します。

1. 下記の申請箇所について、原則として当該申請時（実績報告時）を含む年度の翌年度までに森林経営計画の対象森林とすること。
2. 三重県知事は、下記の関係市町長に対し本同意書の写しを送付するとともに、下記の申請箇所が存する林班内又は森林法施行規則第33条第1号ロに定める区域内において森林経営計画を作成しようとする者がいる場合は、その者の求めに応じて本同意書を開示すること。

（ ○年度 補助金交付申請箇所）

（単位：ha）

番号	市町	林班	小班	申請面積

第17号様式（第4の1の(3)のト関連）

森林経営計画の作成に関する同意書（雛形）

年 月 日

三重県知事 あて

住所  
氏名（署名又は記名押印）

私は、造林補助事業の補助金交付申請（実績報告）に当たって、次の事項について同意します。

※必要に応じて次の文言を追記する。

なお、下記の申請箇所については、補助金交付申請時（実績報告時）において同一林班内又は森林法施行規則第33条第1号ロに定める区域（以下「区域」という。）内に他の者による森林経営計画（属人計画を除く。）が作成されているが、森林経営に関する方針等が一致しない等、森林経営計画の作成に係る協議が整わず、森林経営計画の対象森林とすることができないことを申し添える。

1. 下記の申請箇所について、今後、森林経営計画を作成するよう努めること。
2. 下記の申請箇所について、同一林班内又は区域内に森林経営計画が作成されるなど森林経営計画の作成要件を満たすこととなった場合は、速やかに当該箇所を森林経営計画の対象森林とするよう努めること。
3. 三重県知事は、下記の関係市町長に対し本同意書の写しを送付するとともに、下記の申請箇所を含む林班内又は区域内において森林経営計画を作成しようとする者がいる場合は、その者の求めに応じて本同意書を開示すること。

（ ○年度 補助金交付申請箇所）

（単位：ha）

番号	市町	林班	小班	申請面積

下刈り実施状況確認表

申請番号	事業主体名	面積 (ha)	下刈り実績		植栽木 平均樹高 (m)	雑草木 最大高 (m)	競争状態			査定係数180にかかる事項	
			下刈り回数 (回目)	過去の実施 状況			被圧木が2割以上 であるか	夏以降に2割以上にな る見込みがある	現地確認日	植栽密度 (本/ha)	植栽区域 の内外

- (注1) 過去に下刈りを実施している場合は、「過去の実施状況」の欄に実施した年度を記載すること。  
(複数回実施している場合は、複数の年度を記載すること)
- (注2) 植栽木平均樹高の欄には、下刈り実施区域内の平均的な植栽木の樹高を記載すること。
- (注3) 雑草木最大高の欄には、下刈り実施区域内の雑草木における最大の高さを記載すること。
- (注4) 競争状態の欄には、被圧木が2割以上あることが確認できれば「○」を記載し、現地にて確認を行った日付を記載する。  
被圧木が2割未満であり、夏以降に2割を超える見込がある場合は、「夏以降～」の欄に○を記載し、2割を超える見込があることを説明できる資料を添付すること。
- (注5) 植栽区域の内外の「区域」とは、市町村森林整備計画による「特に植栽を促進すべき区域」及び間伐等特措法による「特定植栽促進区域」をいう。

材積伐採率 確認表

伐採木の根本直径 (cm)	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10	①計
	No. 11	No. 12	No. 13	No. 14	No. 15	No. 16	No. 17	No. 18	No. 19	No. 20	0

残存木の根本直径 (cm)	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10	②計
	No. 11	No. 12	No. 13	No. 14	No. 15	No. 16	No. 17	No. 18	No. 19	No. 20	0

③ 施行地面積                      m2

④ 森林作業道面積 0 m2

※森林作業道面積を含む

(                      ×                      )  
延長 (m)                      幅員 (m)

⑤ 伐採率確認箇所面積                      m2

$$\text{伐採木} = \frac{0.0}{①} \times \frac{0}{③-④} \div \frac{0}{⑤} + \frac{0.0}{①+②} \times \frac{0}{④} \div \frac{0}{⑤} = \underline{\underline{0}}$$

$$\text{全立木} = \frac{0.0}{①+②} \times \frac{0}{③} \div \frac{0}{⑤} = \underline{\underline{0}}$$

---

伐採木                      全立木                      材積伐採率  
**0                      ÷                      0                      =                      0% ≤                      35%**

第20号様式（第4の1の（3）のノ関係）

森林作業道作設に係るチェックリスト

申請日： 年 月 日

開設する者：

森林の所在地：

施工延長：

検査日： 年 月 日

検査者：

区分		チェック項目	申請者	検査者
路線計画	基本事項	① 路体は堅固に締め固めた土構造を基本とする。 ② 地形に沿った屈曲線形、排水を考慮した波形勾配とする。 ③ 林道や公道との接続地点、地形を考慮した接続方法を適切に決定する。 ④ 作設箇所は原則として35°未満とし、人家、施設、水源地などの保全対象がない箇所を基本とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避け迂回方法を適切に決定する。 ⑤ 急傾斜地の0次谷を含む谷地形や破碎帯などを通過しなければならない場合は、区間を極力短くする。 ⑥ 溪流沿いからは離し、濁水や土砂が溪流へ直接、流入しないようにする。 ⑦ 作設箇所について、やむを得ず35°以上の箇所、保全対象が周囲に存在する箇所、一般的に崩壊しやすい箇所又は溪流沿いを通過する箇所は適切な構造物を設置する。 ⑧ 森林施業の効率化の観点だけでなく潰れ地となる小規模森林所有者にも配慮する。 ⑨ 環境への影響に配慮した必要最低限の路網密度となるよう配置する。 ⑩ 造材、積込み作業等を安全かつ効率的に行うための空間を適切に配置する。 ⑪ 希少な野生生物等が確認された場合は、路線計画や作業時期の変更等を検討・実施する。 ⑫ 森林法等に基づく届け出等の手続きについて、林務担当部局に確認する。	□	□
施工	幅員	使用する林業機械と傾斜区分に対応して示されている幅員の目安に適合する。	□	□



縦断勾配	<p>① 集材作業を行う車両が、木材を積載し安全に上り走行・下り走行ができることを基本とする。</p> <p>② 集材作業を行う車両の自重、木材積載時の荷重バランス、エンジン出力等のほか、路面の固さ、土質による滑りやすさ、急勾配ほど路面浸食が起きやすくなること等を考慮する。</p> <p>③ 現地条件が良い場合は概ね 10° 以下とし、やむを得ない場合は短区間に限り概ね 14° とする。</p> <p>③ 安全確保の観点から、急勾配区間と曲線部の組み合わせを避ける。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
排水施設	<p>① 路面水がまとまった流量とならない間隔で設置する。</p> <p>② 横断排水施設やカーブを利用して分散排水する。排水先がない場合は、側溝等により導水する。</p> <p>③ 排水溝は、原則として開きよとする。</p> <p>④ 小渓流の横断は、原則として洗い越し施工とする。</p> <p>⑤ 丸太やゴム板による横断排水施設は、林業機械等の重量などを考慮する。</p> <p>⑥ 排水はカーブ上部の入口部分で行い、曲線部への雨水の流入を避ける。</p> <p>⑦ コンクリート路面工等を設ける場合は、地山と路面工等の境界の侵食防止等の観点から横断排水施設を設置する。</p> <p>⑧ 横断排水施設の排水先には、水たたきを設置する。</p> <p>⑨ 転落事故防止のため、降坂区間やカーブで谷側を低くしない。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
切土・盛土	<p>① 土質に応じた施工方法により実施する。</p> <p>② 幅員や土場等は必要最小限とし、残土処理を発生しないようにする。</p> <p>③ 残土は、盛土規制法等に則して適切に処分する。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
切土	<p>① 切土高は 1.5m程度以内を基本とし、高い切土が連続しないよう施工する。</p> <p>② 切土のり面勾配は土砂の場合は 6 分、岩石の場合が 3 分を基本として施工する。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

盛土	<p>① 複数層に区分し、各層 30 cm程度の厚さとなるよう十分に締め固める。</p> <p>② 盛土のり面勾配は、概ね 1 割より緩い勾配とする。また、盛土高が 2 mを超える場合は、1 割 2 分より緩い勾配とする。</p> <p>③ ヘアピンカーブでは、路面高と路線配置を精査し、盛土箇所を谷側に張り出す場合には、締固めを繰り返し行ったり、構造物を設けたりするなどして、路体に十分な強度を持たせる。</p> <p>④ 沢、湧水箇所、地表水の局所的な流入箇所は、盛土を避け土場は設置しない。やむを得ない場合は排水施設を設置する。</p> <p>⑤ 盛土の土量が不足する場合は、当該盛土の前後の路床高の調整など縦方向での土量調整を行う。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
曲線部	<p>林業機械が安全に走行できるよう、内輪差や下り旋回時のふくらみを考慮した曲線部の拡幅を行う。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
構造物等	<p>① 構造物は、現地条件に応じた規格・構造とする。</p> <p>② 軟弱地盤を通過する際は、水抜き処理、側溝の設置等を行う。</p> <p>③ 森林作業道の作設に不向きな黒ぼくや粘土質のロームなどの箇所を通過する場合は、必要な路面支持力を得るため、砕石を施すなどの対策をとる。</p> <p>④ 火山灰土など一度掘り起こすと締め固めが効かない土質の箇所では掘削を行う場合は、火山灰土などの深さに応じて、剥ぎ取ったり深層と混ぜ合わせたり等の工夫をする。</p> <p>⑤ 2 t 積トラックなど設置圧の高い車両が走行する場合には、荷重を分散させるため丸太組による路肩補強工を施工する。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
伐開	<p>① 斜面の方向や気象条件を考慮し、必要最小限の幅とする。</p> <p>② 幅は、土質条件や風衝を考慮して決定する。</p> <p>③ 路線沿いの立木は、できるだけ残す。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
周辺環境への配慮	<p>人家、道路等の保全対象が周囲にある場合は作設しない。やむを得ず作設する場合は、土砂が流出したり、土石が周辺に転落したりしないよう、必要な対策をとる。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
管理	<p>① 一般車両の侵入を禁止するなどの適正な管理を行う。</p> <p>② 森林作業道の管理主体を明確する。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>